

人間福祉研究  
第5号/2002年度

## CONDORCET ON LEARNING

ふじ　さわ　ます　お  
藤　澤　益　夫

### 〈要　旨〉

フランス革命のさなか市民社会の揺籃期にあって、早くもコンドルセは、公正な理想社会実現の基礎条件として、賃銀システムの不確実性を補う社会保険の不可欠なことを予測し情熱をこめて制度を構想唱道した。いま、成熟した高度産業社会のひずみに対抗して、社会秩序の総体的なバランスを回復するために、現代の社会保障政策を考えるとき、その大きなポイントは、惰性と勢力に支配された政治算術をあやつることではなく、転換期の社会形成にかけたコンドルセの確かなロゴスにささえられた熱いパトスを継ぎ、福祉政策の目的と機能を明示して、そこに公平性確保の精気をよみがえらせ、新しいこれからの中社会統合の土台をつくりだすべきことを考察した。

### 〈キーワード〉

コンドルセ 『人間精神進歩の歴史』 市民社会 自由と平等 生活の不安定性  
社会保険 所得再分配 高度産業社会 効率性と公平性 現代の社会保障政策

# I

「物言へば唇寒し秋の風」とは、周知の芭蕉の句。「その口を守る者はその生命〔いのち〕を守る。その口唇〔くちびる〕を大きくひらく者には滅亡〔ほろび〕きたる」とは、『旧約／箴言-一三』の諭すところ。「口是何傷　禍之門也　口はこれなにをか損なう、わざわひの門なり」は、周宗廟階前の籀口金像背銘の一条であって、見学した孔子が、お供の弟子に「小子識之　きみ、ノートしておきなさい」とわざわざ注意したことが、魏の王肅の注した『孔子家語-十一』に伝えられている。

このように古くより東西に大同小異の垂訓が失言放言を戒めること再三であっても、ついうっかり『雜譬喻經』にいう「市に禍を買う」——われから難儀を招きよせる愚を犯してしまうのが、世の常、人の情である。口ゆえに処世を誤ったためしば間々みられるにしろ、あろうことか旅館でオムレツを注文したせいであたら一命を落とした人物がいる。そ

の人のフルネームは、貴族の習いで長々しくて、マリー=ジャン=アントワーヌ・ニコラ・ドゥ・カリタ、コンドルセ侯爵 Marie-Jean-Antoine Nicolas de Caritat, Marquis de Condorcet。

フランス革命が尖鋭化してジャコバン中道のジロンド派が没落し、ロベスピエール率いる左派モンタニヤール=山岳派が権力をにぎった1793年、ジロンド派の理論家コンドルセも、急進派独裁下のテルール=恐怖政治とまっこうから対立して、7月、逮捕令がでて身を隠し、死刑を宣告された。コンドルセは、8箇月半におよぶ潜伏生活のち、翌年3月27日捕らえられたが、勾引のきっかけは、パリ近郊クラマールの宿屋で1ダースも玉子をつかう贅沢な料理をあつらえて怪しまれ、官憲に身分証を提示できなかつたためであったという。

投獄当夜、ドラマティックな説では指輪に秘めた毒をあおり、おとなしい説では極度の疲労と虚脱感のため卒中を起こして、翌朝絶命しているのがみつかり、刃の血糊の乾くひまもなく忙しく働いていたギロチンを出し抜いた。享年51歳であった。

アンシクロペディスト=百科全書派の嫡子コンドルセの生涯ははなはだ多彩であって、「むら気で変りやすい性格」とマチエ『フランス革命／II-11』、1924年（ねづまさし・市原豊太訳、岩波文庫・中〔1959年〕）に人柄の一面を批評されてもいる彼の活動の舞台と中身は、革命を境にして大きく変貌する。

——コンドルセの短い後半生の啓蒙思想家としての主著『革命議会における教育計画』1792年、精確には『革命暦第4年すなわち1792年4月20日および21日にパリのデパルトマン選出代議士コンドルセにより、公教育委員会の名において国民議会に提出された公教育一般組織に関する報告および法案 *Rapport et projet de décret sur l'organisation générale de l'instruction publique, présentés à l'Assemblée nationale au nom du Comité d'Instruction publique, par Condorcet, député du département de Paris, les 20 et 21 avril 1792, l'an IV<sup>e</sup> de la liberté*』。これには渡辺誠の「報告」訳が岩波文庫（1749年）に収められている。

また、遺著『人間精神進歩の歴史』1793—94年——フルタイトルは『人間精神の進歩に関する歴史的展望の素描 *Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain*』には、前川貞次郎の「総説」訳が角川文庫（1949年改訳）に、渡辺誠の「総説」と「断章」をあわせた全訳が岩波文庫（1951年）にある。

『教育計画』には渡辺の、『進歩の歴史』には前川の、すぐれたコンドルセ評伝が付されている。拙稿のコンドルセ略歴は、この両論に依拠するところ多いが、細部にくいちがいのあるときは、前川説にしたがった。また、小論中の『進歩の歴史』の引用は、両訳を適宜選択した。

まず、その社会への登場は、非凡な数学者、〈思索の人〉コンドルセとしてであった。わずか16歳のとき、『百科全書』の監修者ダランベールらの審査をうけた解析学の解答によって注目を浴び、22歳で科学アカデミーに提出した『積分論』は絶賛を博した。その3年後に完成した大著『解析論』の業績をもって傑出した数学者の地位を確立し、1769年、26歳の若さで科学アカデミイ会員に迎えられ、30歳で常任幹事となり、82年には、39歳にしてアカデミイ・フランセーズのメンバーに選ばれた。

この間、1770年、絶対君主政治打倒の思想的下地を用意した百科全書派の巨人、当時76歳のヴォルテールを訪れて感動したことが直接の契機となり、同じ全書派の先輩ダランベールや重農主義者テュルゴの影響もあって、コンドルセの関心は、純粋数学から社会科学へとひろがっていった。アカデミイ・フランセーズ会員就任講演のなかで「道徳が物理学と結合することによって社会にどのような利益をもたらすことができるか」をテーマとした彼は、経済学・社会学への数理適用による“社会数学 *mathématique sociale*”を開発し、この考え方は後半生の思想の基調をなした。

こうした意識は、社会活動に反映して、1774年、テュルゴがルイ16世のもとで財政総監に登用され財政再建にあたった2年間、造幣監督官に就きブレーンとなって協力しているし、85年には、動搖する王制終末期のパリ市会議員となっている。社会問題に対するアグレッシブな姿勢は、コンドルセの自宅、とくに86年末結婚した聰明で優雅な20歳年下の夫人ソフィー・ド・グールシ Sophie de Grouchy のサロンを「考えるヨーロッパの自然な中枢」にしていた。

1789年夏の革命の勃発は、46歳のコンドルセを、数年前のヴォルテール宛書簡に述べたようには、ふたたび「幾何学と哲学に戻る」望みを許さず、革命直前につぎつぎ世を去ったアンシクロペディストたちの跡を継いで「公共の善のために働く」革命政治家として生きさせることになる。

社会のドラスティックな転換にあたって、共和思想をかけ多くの社会批評・政治評論を発表してきたコンドルセは、1789年の「人は生まれながらにして自由であり、その権利は平等である」と高らかに宣言した『人権宣言』を採決した立憲議会には、強い影響をあたえながら議席をもたなかったけれども、91年秋に召集された立法議会のパリ選出議員となり、多数派ジロンドの知的リーダーとして活発な活動をした。

そのなかでもっとも意義のある仕事は、教育を王権や教権の鎖よりはずして普遍化する『革命議会における教育計画』の立案であった。その「総論」の冒頭に、国民教育をもって、「およそ人類に属するものはなんひとといえども、自己の要求を満足し、福祉を確保し、権利を認識しあつこれを行使し、義務を理解しあつこれを履行する手段が提供されること、各人がたやすくその技能を完成し、その参加する権利のある社会的職務に就くこと

ができ、自然から受けてきた才能を十分に発達せしめ得ること、かくて市民の間に眞の平等を確立し、法律によって承認されている政治上の平等を実現すること」を第一の目的とする制度と位置づけている。この教育史上画期をなす異色の改革法案は、残念ながら立法議会解散にともない審議未了に終わり、高い理想の実践は次代にゆずられた。

つづく1792年9月の国民公会成立にともない、コンドルセは、急進的なパリの支持をえられず、出身地エーヌより選出されたが、激化する政争の奔流にいやおうなく深く巻きこまれてゆく。上層ブルジョアジーを代表し、自由を貴ぶジロンド派は、優勢に溺れ時流の急転回にしだいに後れをとり生温い判断を重ねて、平等を重んじて勢力を伸ばしてきたロベスピエール派に主導権を奪われてしまい、93年6月、パリ諸区の一揆の結果、公会より追放された。

ジロンドが威信を失っていった争点のひとつに、国外逃亡に失敗した1791年6月以来拘禁中のルイ16世一家の処分問題があった。国王裁判は92年末に始まり、翌年1月ギロチンにかけられたが、それに対するコンドルセの立場は、国王は有罪なれども死刑にはあたらずとするものであった。

また、国民公会に期待された大きな使命は、1791年制定の立憲王制憲法に代わる新しい共和制憲法の議定にあり、コンドルセは起草委員の中心となって、93年2月、草案を公会に報告した。しかし、勢力逆転のなかで、ジロンド色の濃い原案に飽きたりなかった山岳派は、「社会の目的は共同の福祉である」と宣言した独自の“ジャコバン憲法”を「共和国暦第1年の憲法」として急遽採択発布した。自己の草案を十分審議されないまま否定されたコンドルセは、「国民公会が自由でない場合は、その法律は市民を義務づけない」と強く論難したこと（渡辺解説）などを理由として告発され、7月10日、死刑に直結する逮捕を命ぜられて、翌春の非業の最後につながったのであった。

## II

英知に富んで行動的でありながら、世故にうとく非命におわった數学者・アカデミー会員・アンシクロペディスト・革命政治家コンドルセは、失脚後、9箇月近くにおよんだ絶体絶命の潜伏生活のなかでも、理性のかぎりない前進にもとづく社会の進歩を堅く信じて疑わず、オptyismに充ちあふれた雄編『人間精神進歩の歴史的展望』の第1部「総説」と未完に終わった大冊の第2部「断章」を書き遺して、人間性の完成がもたらす“エリゼ=理想郷”「自分の理性が作り出すことができ、またその人類に対する愛がいっそう純潔な楽しみでもって飾りたてた理想郷」(『歴史／第10期結語』)招来への学問的信条を熱情をこめて後世にアピールした。

『進歩の歴史／総説への自序』にコンドルセは明言する「わたくしはただ、いかにして人類が長い時間と努力とによって、自己の精神を新しい真理でもって豊かにし、その知性を完成に向かわせ、その能力を拡大し、共同の福祉と安寧のために、その能力をいつそよく用いることを学びえたかを示そうと欲した」と。

変革に正義の実現をもとめて、力強く政治体制・社会構造を一変させようとする革命は、いわば世のなかの車軸が突然はずれた荒々しく異常な歴史状況である。

18世紀啓蒙思想の産んだ“進歩のイデオロギー”が推し進めて、近代市民社会をかたちづくる母胎となったフランス革命の場合も、身分と伝統の支配するアンシャン・レジームを突き崩す敵対的な過程で、知られているように、元来の保革両側による存立をかけた対決はいうにおよばず、革命内部の左右両派がせめぎあい、血なまぐさい物狂いにとり憑かれてしまっている。それは、人間の解放を唱えて自由と抑圧、平等と差別、友愛と憎悪が表裏の対偶をなして容赦もなく酷しさを深め、たがいに正義の名において無慈悲さを増幅しあったアンビヴァレンツな時期であった。

アンビヴァレンツな乱世といえば、地上において神を代表するものが王であり、王の意志が法律であるとする絶対王制下の身分制度と専制政治の支柱に王権神授説があり、その対極に、「ひとりの人間をなにか神聖なもののように考える不敬な迷信」（コンドルセの1791年6月の議会演説）をきっぱり排斥して、アンシャン・レジームを覆した共和思想の土台には、自然法的な天賦人権説があったことはいうまでもない。

対峙する両説のいずれもが、理屈を超えたアприオリな真理と主張されていて同じ論理構造をもつかぎり、あえていえば、当否雌雄の決まりをつけるポイントは、つづまるところ、それぞれの護持者群のパワーの強弱に落着することになろう。

この理不尽で苛烈な季節に中道を守り、ついに獄死したのがコンドルセであった。

1894年のテルミドール〔熱月＝7月〕反動によりロベスピエール派が追い落とされて処刑されたのち、改めて95年国民公会に『人間精神進歩の歴史』の公刊を決議させた議員・公教育委員会代表ドヌー P.C.F.Daunou の『報告』が讃えるように、革命に裏切られても「自分自身に加えられた迫害を、一般の福祉をもたらすまでの大きな激流のさなかにおいては、ほとんど避くべからざる特殊な不幸のひとつとしか考えず」、みずからの思想に殉じて時代をあわただしく駆けぬけた偉材が、〈信念の人〉コンドルセであった。彼の51年の短く誇り高い硬骨の生涯を通じて、とりわけ、最後には追い迫る死の足音をすぐうしろに聞きつつ、かえってそうであったからこそ、掉尾を飾る遺著に、おのれの信ずる社会観・歴史観をそそぎこみ、熱く明るいヴィジョンを繰りひろげたのであった。

ドヌー報告は頌している、「コンドルセがこの著作を書きはじめたのは、彼がこの議会から立ち去った時からであった。彼は本書を完成せずしてその一生を終わった。彼は最初

自分の政治的行為の弁明を企てたのであったが、やがて彼は当時でも無益であり、今日は余計なものであるそのような仕事をやめ、そんな仕事を軽蔑さえした。彼の政敵たちがフランスを荒らしている時、彼はフランスを啓蒙することによって、それらの敵たちに復讐したのであった。つまり、抑圧者たちの力よりももっと安定した記念碑、これらの抑圧者たちの犯した大罪の思い出よりもっと永続的な記念碑をうち立て、それをもっとも有用な真理にまで高めることによって復讐したのであった」。

コンドルセの精神の剛毅さは、われわれ後人の心をいたく振り動かすものがある。ロマン・ロランが革命戯曲『愛と死との戯れ』によって、コンドルセの政争と苦悩を脚色し、その堅く潔い志操へのオマージュとしたいわれも、そこにあったのであろう。

このように劇的であったコンドルセの晩年には、隠れ家で「ただ一冊の書籍の助けも借りずに」(『進歩史／第2部・断章』1814年版刊行者序文)、の大著『進歩の歴史』を一気呵成に書きあげたといったたぐいの誇大な伝説がつきまとい、いまでは、こうした二、三の逸事が、細々と彼の事績を現代に伝えるよすがになっている。

執筆の実情は、重罪を恐れずに、長いあいだ彼をかくまってくれた義侠心に厚い年配のヴエルネ夫人 *madame de Vernet* の宅で、ひそかに妻や友人の運んでくる資料を頼りに、かねてノートを準備していた腹案を実行に移したのであった(前川解説)。

そして、とうとうヴエルネ夫人の家にも捜査の手が伸びるとの警告をうけて、1794年3月25日そこを退去し、2日後捕縛された。この間、どこをどうさまよったのか足跡はかならずしもはっきりせず、旧友に庇護をもとめたが断られたともいわれている。

### III

しかし、コンドルセについて、虚実をないませたエピソードが表現するパトスの純粹性・没我性を評価するだけでは、わたくしには、現代が彼に学ぶべき大切な急所を取り逃がしてしまうように思われる。コンドルセの真価は、晩節をつらぬくパトスの激しさが、一貫したロゴスの用意をいしづえにして、しっかりささえられていたところにある。

〈革命の人〉コンドルセが精魂を傾けた目的は、なによりも現実社会の改善であった。それゆえ、人間に隸属を強いて社会の進歩をはばむ眼前の病根として、伝統社会のもとでの権力の世襲や専制の押しつける桎梏と抑圧そして差別が、偏見や無知とならんで、彼の鋭鋒によってきびしく責めたてられることになった。これに立ちむかって、〈啓蒙の人〉コンドルセが示す解放の方向は、楽天主義に徹して、ヒューマニティーの完成可能性への確信を根底に敷き、市民社会での自由の獲得・人権の確立・法の公正・民主政治の発達・

公教育の普及をもって向上のステップとする文明の進展・福祉の増進であった。

一体に18世紀フランス啓蒙思想は、アンシャン・レジームを蒙昧の支配する劣った世界とみなして——あべこべに文明を堕落と非難した同時代のつむじまがりジャン=ジャック・ルソーもいたけれど——そこに初期の近代科学思想に裏づけられた理性の光を照らしつけ、社会全般を新秩序に革めようとするものであった。

したがって、歴史の動きを、理性の拡張のまえに因習がしだいに退く二值的な“正か邪か”の公式に、がむしゃらにはめこんで一本調子に捕捉する進歩の理念——この革命の精神たる啓蒙主義を自己の思想のフレームに据えているかぎり、コンドルセはやはり時代の子であって、有力な進歩のイデオロギーの旗頭にとどまるといえよう。

存在が意識をヘーゲル的に規定することは、コンドルセにも当てはまる。けだし、よく自由平等とひとくくりにされている自由と平等は、もともと排中律が働き対立するところのある概念である。こうした両者のバランスをとるとき、第三身分のリーダー=コンドルセの優先した側面は、自由の確保であった。「とりわけ自由を尊重し、あらゆる圧政をきらい、それにうちかつこと」(ドヌー報告)を目指して、「革命以来、自由に反するあらゆる制度をたえず論駁してきた」(1795年版編集者序言)のが、コンドルセであった。

近代市民社会のイデオロギーとしての自由と平等の理念は、革命の主体を担う第三身分上層のブルジョアが、なににもまして経済外的強制による身分上の束縛と差別の撤廃をもとめたときに現れる。それだから、個人の存在を共同の存在より分離し先行させて考えるベンサム的な調和の世界での平等は、有産市民層の存在条件に制約され、法律的・政治的平等という形式的な境界に踏みとどまってしまい、その市民たちが保持し行使する“財産の自由”を掣肘する経済的・社会的平等の実質的な領域にはなかなかおよびえない。

とくに自由放任主義の経済政策は、フィジオクラシーの信奉者コンドルセの抱く基本信条であった。それがあらぬか、コンドルセの自由への思い入れはときに過敏になる。たとえば、その教育改革案において国民公教育の義務化は、むしろ革命の原理たる自由に反する強制と受けとられて斥けられてしまう。

しかもなお、わたくしが、コンドルセに篤い敬意を払い大きな共感を寄せるわけは、彼の生得の堅実な分析力と冷静な批判力が、おのずと中正公平な判断を導いて社会事象の考察に重みと活力を加え、結論に時の流れに耐えて旧びない一般妥当性をあたえようとひたむきに苦闘していることによっている。とりわけ、〈理知の人〉コンドルセは、自分が強力に支持し、堰を切って進むレッセフェール・レッセパッセへの流れを重視しつつも、そのなかで“財産と教養”の無制限な営為の陰に陽に誘いだす旧くて新しい社会的・経済的不平等が、かえって自由の進行をさまたげかねないディレンマに敏感に気づき、あらかじめ

それを防ぐ手立てを訴えているのである。

そもそも平等といふ不平等といつても、それはいたってポレミックな概念である。つと  
にプラトンの『法律-IV』（岡田正三訳）がその多義性を指摘している。「平等は親愛の母  
という古語は真実をついたもので、誠に正しくまた適切なものだけれども、それのできる  
平等が一体どんな平等かということは余り明瞭でない……平等には名目こそ一つだけれど  
も二種類あって、実際は多くの点で反対だと言ってよく……正真正銘の一番善い平等を知  
ることは誰にも決して容易なことではない」。

識別せねばならないふたつの平等のうち、ひとつは、分けへだてのない一律の等価とい  
うかたちの平等であり、もうひとつは、ものごとの個性・多様性に対応して、それらのあ  
いだに保たれている比率を投影するかたちをとる。なお、この2種類を整理して、アリス  
トレスの『ニコマコス倫理学-V』（加藤信朗訳）では、前者を算術的・平均的平等と  
し、後者を幾何学的・配分的平等と呼んで区別している。

総じて成立した市民社会＝市場社会の要請し容認する平等は、算術的な・法のまえの平  
等にとどまるのに対して、コンドルセは、まさに実質的・配分的な平等に踏みこむ寸前ま  
ではやばやと接近する。

いま『進歩の歴史 [総説]／第10期・人間精神の未来の進歩』について適例を引くと、  
コンドルセは革命の成果をふりかえって、理念がしばしばうわべを滑ってしまい、「法律  
によって市民のうちに認められている権利と、市民が実際に享受している権利との間に、  
また政治上の制度によって樹立された平等と、個人の間に実在する平等との間に、大きな  
懸隔のあること」を、進んで反省する。

ことに、社会をひび割らせている社会的・経済的ギャップが、第三身分の下方に大量の  
無産の第四身分を派生している要因をつぶさに点検して——第1に富の不平等、第2に生  
活安定度の不平等、第3に生活機会と能力の不平等が、たがいに絡みあい格差をひろげて  
いるのであって、「それゆえに、これらの3種の実際上の不平等は絶滅されることはなく  
ても、絶えず減少させねばならない」と率直に論定する。

そこで、第1因＝富の格差を減らす方策として、現代の眼でみると、まことに牧歌的で  
見当はずれだが、ナイーヴに「財産というものはおのずと平等へと向かう傾向をもつもの  
である」と信じこみ、商工業を旧制の羈絆から解きはなつ完全な自由化による発展とな  
んで、財産権をふくむ既得権の抑制に——これもコンドルセ的には自由の拡張であるが  
——そこに希望を託している。

すなわち、「もしも民法が財産を固定化し、これを併合するような不自然な手段を定め  
ないならば、もしもあらゆる禁令や租税権が既得財産に対して与えていた利益が商業や工

業の自由のために消滅するならば……、[契約や取引の諸制限が] 貧困者の活動を停止させたり、その貧弱な資本を消尽してしまうことがないならば、もしも政治が富裕で豊富な資源を、ある人々にのみ開放し、他の市民には閉鎖するようなことをしないならば……、財産は自然に平等へと向い、その過度な不均衡はあるいは存在することができなくなり、あるいは急速になくなればならぬということを、証明することは容易である」。

こうしたコンドルセの自由への過信というかこだわりが、彼の想定する未来の構図をゆがめ底を浅くしている。レッセフェールを本格的に進め競争を促せば促すほど、結果は、論理必然的に市場の基調を競争構造から寡占構造に移して、富を相対的にも絶対的にも偏在させてしまう歴史の現実の歩みは、彼の理解を越えてしまう。

第2因=生活安定度の格差への応手として、いまでも間違ひなくいっそうの評価に値する、鋭敏な洞察に立脚したエポックメーキングなリスクブーリング・システムの導入を先唱する。「公共経済が確率を利用して樹立する保険制度」のもとでの所得再分配を実現して、生活手段が「その生涯の長さに依存し、あるいはむしろ生涯のうちに仕事をすることのできる期間に依存している人」につきまとい、「不平等や隸従や貧困の原因」となっているライフサイクル変動の打撃を和らげようというのである。——これについては、章をあらためて検討しなければならない。

第3因=生活機会と能力の格差に対処する手段として、終始熱心に、一般公教育の普遍化の効果を強調している。「指導よろしきを得た教育は……能力の自然的不平等を強化する代わりにこれを是正する。そのときは、社会的技術〔教育行政〕はその目的、すなわちすべての人が、自然から与えられた共通の権利を確実に普遍的に享受するという目的を達成したことになる」。

しかし、国民公教育による平等化効果は、それのおもにおよぶのは、生活機会を均等化するところまでで、「もし教育がもっと平等であるならば、その結果、産業のうちにもっと大なる平等が生じ、次いで財産のうちにもっと大なる平等が生ずるようになる」というコンドルセの推論は、願望の表明以上のものではないといえる。

いうなれば、市民社会、そして市場システムの成立と成長を一途に切望し尽力してきたコンドルセの見地にたつと、多くの犠牲を払って産まれたばかりの新社会がようやく手中にした自由は、なんとしても擁護すべき愛児であった。そうだから、あえて正面切って機構の欠陥や弱点を洗いだし、不平等をとがめ修正を期すときも、平等が自由のうしろにあって自由を育てる土壤とみなされる範囲で尊重されることになる。

こうした姿勢に〈進歩の人〉コンドルセの本領をうかがえると同時にまた、限界を見ることができる。

## IV

ここで、とくに注目しなければならない点は、コンドルセが、2番目の実質的不平等の発生要因に挙げた生活不安の内容である。彼の認識では、「社会の最大多数でもっとも活動的な階級を、たえず脅かしている困窮や不平等や隸従などの必然的原因」を尋ねると、大衆は資本や土地といった抛るべき資産をなにひとつもっていないのだから、結局、大衆は、彼らの生活の根拠を、自己の労働という「寿命やその健康に依存して……いわば一代限りの、むしろ偶然に依存している財産」だけに頼らざるをえないところに、すべては帰着してゆくという。

これをみても、いちはやくコンドルセが、やっと歩きはじめようとしている“自由な”近代市民社会＝市場社会に内在するアキレス腱としての生活不安を、しっかり読み解いて——その素因は、市場への参加資格を市場価格を受けいれる意志と能力をもつ者のみにかかり、要するに、富と所得にしか資源への請求権を認めない過度に単純明快なルールにしたがっている体制特有の体質にあると、なにほどにか感じとっていたことがわかる。

やがて1830年代以降、ヨーロッパに波及した産業革命の進行とともに、賃銀システムのなかに本格的に組みこまれてゆく近代労働者的生活構造に避けられない不安定性——のちに“フォーゲルフライ fogelfrei”とか、働くも食えるも“二重に自由な”とか形容された意味での、自由な労働者生活の不確実性の重大さ・深刻さを、コンドルセが、まえもつてかなり的確につかんでいたことが知られる。

——ちなみに、フォーゲルフライについて、労働経済論の一部の書物には、この古語を“鳥のように自由な”と誤訳して、ただ単に落ち着きどころもなければ、失うものもない自由と解説している向きがある。しかし、原義には大変に淒みがあって、むかし、追放された者や自殺した者の死体は埋葬を許されずに山野に放棄されて、鳥のついばむままに=フォーゲルフライにまかされたことを指し、語義が転じて“法の助けすらなく”尋常なあつかいを受けていない状態を表すようになったのである。

さて、すでに市場システムのもとでの生活の不確実性という、実質的不平等の第2要因の重要性が認知されたのであれば、つぎには処理のノウハウが探られねばならない。

社会改革に心をこめ、ひたむきに社会問題の解決を志すコンドルセが、おのずから数学者の素養を映して、『進歩の歴史／総説』の終章「第10期・未来の進歩」のなかで、自己の開発した“社会数学”的手法をあてはめ提案した改善の戦略は、いかにも計数感覚にすぐれた個性的なものになっている。

つまるところ、大衆の貧困の多くは、家計を揺さぶる生活リスク＝偶然事故の発生に原

因があるのだから、その打開の途は「偶然をもって偶然を制する」に如くではなく、「計算を人間の寿命の確率や金銭の投資に応用することによって」、ライフサイクルの浮沈に見合った所得再分配を図るリスクブーリング・システムを社会が準備すべきであるというのが、コンドルセの提起した斬新な対応策であった。

具体的には、少々もってまわっているけれども、「老齢に達した人に扶助料——その人が貯蓄によって生み出したものであり、またこれと同じような犠牲を払いながら（貯蓄をしながら）も、その成果を受け取る必要が生じる前に死んだ人々の貯金も加わって増大した扶助料——を確保することによってであり、さらにまた、同じような補償の効果を考えて、婦女子に対し、夫や父を失った時に、家長の若死によって苦しめられている家族にとっても、あるいは、より長くその家長をもっている家族にとっても、平等かつ等価で得られる富を手にいれやすようにすることによってであり、最後に自分で働き、新しい家庭を作る年齢に達した子どもたちに彼らの仕事の発展に必要な資本の利息を準備すること——しかもそれは、期限（満期）に達することなくして早く死んだ人々の払い込みによって増大するものなのであるが——それを準備することによってである」。

ライフサイクルの起伏緩和策としてのリスクブーリングによる所得再分配機能を説明するコンドルセの叙述は、一方でくどくどしく、一方で舌足らずで無骨であるけれど、まとめていえば、それは「社会内の不平等の原因を打破することができる」ようにするため、「公共経済が確率を利用して樹立する保険制度」＝社会保険制度なのであって、「たんに何人かのひとびとに対してのみでなく、社会の大衆全部にとって本当に有益なもの」になる。したがって、「これが実現されれば、腐敗と貧困のつねに発生する源である大多数の家族の周期的没落を救いうるものである」から、「本来、社会の力という名のもとに作られ、社会の最大福祉のひとつともなりうる」仕組みと位置づけている。

当然、いまの社会保険の特性をベースにしてふりかえると、コンドルセ構想にふくまれるもうもろの欠けているところ、弱いところを指摘することはむつかしくない。なかんずく、彼のもくろむ再分配システムは、「真に有益なものとなり得るほどの広さ」といろいろの形式をもって行なわれ」ても、その作用は、制度の適用をうける階層内の所得の水平的・時間的再分配に限定されている。それゆえに、社会保険を社会保険たらしめる政策特性として、生活不安発生の社会性を反映し、再分配の垂直性を実現する公共や産業の費用負担は、まったく視野のそとにある（この間の消息は、拙稿『社会保障の発展構造－Ⅱ章』1997年参看）。——よしんば雇主の財政参与への考慮をもとめられても、コンドルセの立場では、この種の負担は産業の自由を阻害するとして否定されたであろう。この意味で、コンドルセの提案は社会“的”保険ではあっても、まだ社会保険とはなしえず、プリミティヴな自助の強制化・家計の貯蓄＝危険準備の社会化というのが正確なところである。

それはそれとして、コンドルセが文字どおり命を懸けて思い描いた社会的プロジェクトが、時代にいちじるしく先んじた非凡な着想であったことはいうまでもない。そのせいなのか、コンドルセ・プランは、政策の場では取りあげられることがなく、久しく忘却の淵に沈んできた。——彼の母国フランスでも、ヨーロッパを搔き回した英雄ナポレオンの甥で、王政復古の野望を秘めた大統領ルイ・ナポレオン Louis Napoléon、のちの皇帝ナポレオンⅢ世が、1850年、人気取りに発表して実行されずに終わった社会政策の綱領に、わずかにコンドルセ・プランのかすかな影を映していることを唯一の例外としている。

歴史の流れのなかに置くと、コンドルセの構想は、社会保険が日常に定着している現代をさかのぼること2世紀もの先駆的な提唱であったし、鉄血宰相ビスマルク Otto Eduard Leopold, Fürst von Bismarck による世界嚆矢のドイツ社会保険の三部作 [1883年疾病保険、84年労災保険、89年廃疾老齢保険] の創設より数えても1世紀以上まえに提唱された——わたくしの知るかぎり、市場社会の病理をはやくもシステム胚胎の時点でたしかに予想した——“社会保険”をコアとする福祉社会の構想にほかならない。

むろん、リスクプーリングの考え方自体は、コンドルセに始まるものではない。

まず、加入者集団のうちで、ほかよりも長生きしたグループが蓄積された掛け金の配分にあずかる運試しの生残年金は、古くイタリアでおこなわれていた。1653年、その制度をナポリ出身の銀行家トンティ Laurenzo Tonti が、慢性的資金不足状態に悩んでいたパリにもちこみ売り出して——やがて賭博まがいの行為だと非難されて禁止されたが——以後それはトンチン年金 Tontines と呼ばれた。コンドルセに、彼を150年ほど先回りした奇抜なアイディアの知識があったことは、『歴史／総説・第9期』に記述されている。

また、単純な自助の制度化という性格の年金保険計画ならば、すでに17・18世紀の交、コンドルセに1世紀先駆けて示されている。それは、さまざまな職業を転々として、政府のスパイの元締めだったキャリアをもつイギリスのジャーナリストで、のちに『ロビンソン・クルーソー』によって名声をえたデフォー Daniel Defoe が、38歳の1697年に著した『事業小論 The Projects』のなかに、所得税導入、道路改善、精神病院開設などとならんで提案していた。

共済組合の原型も、コンドルセのはるか以前より東西の全国各地に存在していた。共済活動のはなはだ早い類似組織を詮索すると、古代ローマの下層市民がせめて弔いは人並みにと願って、講を結んだ葬祭互助組合の流行などが、その例にあたるだろう。保険に似た仕掛けにいたっては、ロードス島の金融業者アンディメネス Andimenes が案出して繁盛した保険料1割の奴隸逃亡損害補填システムの創業年次は、実に紀元前324年のむかしであったとされている。

このようにコンドルセのプランには、いろいろな面で直接にも間接にも手本があり雛型があったとはいえ、〈先覚の人〉コンドルセが社会保険の必要性をこまかく紡ぎだすコンテクストの中には、先行するアイディアの総合再生にとどまらず、彼の名誉に帰さねばならない大事な知見がひとつひとつと目だたず埋もれている。

それは、20世紀初頭、広大な植民地支配を背景として世界の工場の繁栄のなかに安住していたイギリスの世人の太平の夢を破った開明的実業家ラウントリー Benjamin Seebohm Rowntree の、有名な1901年・第1次ヨーク貧困調査による社会統計的検証に107年も先だって、ライフサイクル変動＝“家族の周期的没落”が有力な貧困発生要因になると、明確に把握し究明していることであり、それをまさに社会保険立案の根拠にしていることである。——なおまた、ラウントリーの対策が、その1世紀前のビスマルク社会保険をよく承知しているながら、最低賃銀制と児童手当の導入を下支えにした労使関係改善・企業内福利充実の提案にすぎなかったこととくらべると、コンドルセの先見性はいちだんと光ってく るように思われる（前掲『社会保障の発展構造－I章』参照）。

そこにみられるような、コンドルセが死と一刻を争う切迫した苛烈な環境に耐えて、泰然と展開したロゴスの伸びやかさと丹念さを、どう評すればよいのだろうか。

いうまでもなく、コンドルセは市民革命の領袖であり、啓蒙的理性の驍将であった。それゆえに、市民がおのがじし自由・独立に行動すること——そうできるし、積極的にそうするはずだと想定した素朴な元子論的社会観に拠ってたっていたから、形式的＝政治的平等と、実質的＝経済的平等とのあいだに介在する落差の幅を実感できず、このふたつの平等を簡単に接ぎあわせて“進歩”的直線で連続させたことは、やむをえない時代の制約であった。

かくてくわえて、コンドルセが、『進歩の歴史』のエスキースのなかで「取り扱おうと企てたのは、けっして全体としての人間についての学問ではない」（総説自序）。その意図するところは、「あらゆる鉄鎖から解きはなたれ、偶然の支配からも進歩の敵どもの支配からものがれ出て力強くしっかりした足どりで真理と徳と幸福との道を進む人類の姿を描く」ことにあった。さらにいえば、それによって、ひいては「今なお地上を汚しており、時には自分自身がその犠牲者であるような、〔恐怖政治の〕誤謬や犯罪や不正を見て歎いているこの哲学者〔コンドルセ〕をどんなにか慰めるような光景を示す」ことにあったから（第10期章末）、そこに投入された願望と熱意の強さが大きく作用して、行論を主観に傾け、善くも悪くも情緒に染めあげてゆく。

こうして産業革命を知らず、ましてティクオフ後の産業社会が貧富の溝を急にひろげる体質をもつことを、たれよりもまざまざと予感してはいても、そのギャップの深刻さを実見できなかったコンドルセにすれば、経済的不平等は、理性・正義に対する挑戦としての

み受とめられて、不平等除去の必要性は、社会経済の内部に根ざしたものとしてでなく、外部より倫理の尺度をあてがって道徳的にアピールされる。

その脈絡のなかでは、せっかく創案した社会保険に託す彼の期待も、多くが抽象と観念の世界に属していたことは是非もない仕儀であった。

## V

いずれにせよ、コンドルセのヴィジョンが、時代を遠く追いぬく洞察力に充ちていたことは確かである。たとえば「偶然の支配」を脱して「社会の最大福祉」を達する所得再分配メカニズム形成の発想は、ミクロ視点よりする水平的・階層内の所得移転の主張であったとはいえ、ピグー A.C.Pigou が1920年、『厚生経済学 *The Economics of Welfare*』において定立した経済的厚生増大条件の第2命題=国民所得平準化を部分的に予告するものであった。——ここで、ピグーの第1命題は成長、第3命題は安定である。

とはいえ、いかに歴史的な意義が大きかろうとも、所詮、ヴィジョンはヴィジョンにすぎない。それをしも、彼の社会保険案ないし社会的保険案を、さらがら現代の社会保険体系とじかにくらべること——敷衍すると、体制をささえていくための経済サブシステムとして、大量生産・大量消費状況のもとで強く経済の論理にしたがい、すっかり内部化されている社会保険の現代的な役割と——もう少しひろげていえば、社会保険と関連諸政策の福祉複合体としての社会保障の現代的展開と、なんの留保もなしで同列に論ずることは烏賊の沙汰に違いない。

今日の社会保障への政策要請は、経済が高度に成熟し、寡占構造へと変質転移したために惹き起こされた“市場のつまづき”を公共の手で補整するところに原点があり、必然性がある。そして、その政策目標は、ミクロには、家計維持の社会的フロアを設けることを通じて、マクロには、有効需要の社会的サイズを保ち生産と消費の乖離を減らすことによって、順調な経済総循環を促すことである。

ところが、こうした国民生活に対する政府の介入は、それがよんどころないことこそ一般に容認されていても、肝心の保障の範囲と内容の当否については、ほとんど惰性と勢力の支配にゆだねられて、実践を導くべき理論構成がいまだに不完全で、明示的な行動のクライテリアを欠いている。ちがごろ中央・地方の政府が鳴り物入りで競いあって策定公表するゴールドだのシルヴァーだのと銘うった福祉プランや将来構想の多くは、地道な裏づけをもった実行の予定表というにはほど遠い。絵にかいた餅と評するのは酷にすぎるにし

ても、期待をもって予測に代え、願望をかかげて計画と称しているのが実態である。

この種の資源配分や所得移転に関する議論の場で、かならず採りあげられる社会的な判定基準の代表は、パレート最適性＝パレート効率性であろう。もとより、たれかの効用をいくぶんなりと増すと、ほかのたれかの効用をわずかでも損なうような資源配分が実現しているときが、パレート最適にあたる。つまり、その配分を少しでも変えると、かならず不満な者が現れて、変更は全員一致の承認をえられない状態が、それである。

こうして、パレート最適性は、社会の構成員みんなの支持があるか否かでもって政策判断の善し悪しを判定して——ことばをかえると、それは、それぞれの主觀に左右される個人間の効用を強引にくらべるような原理上の無理を犯さずに、また、市民社会と市場のルールにも反せずに——もっとも効率のよい資源配分を達成する理論標準であり、競争市場の均衡を支持する基準なのである。

しかし、一定の生産技術のもとで社会的に可能な産出量が所与の場合、それに対応して成立しうるパレート最適な配分は、通常、ひとつだけとはかぎらない。となると、パレート最適基準はとたんに馬脚を露わしてしまい、離れて置かれた水と飼い葉のちょうどまんなかに牽きだされた喉を渴かせ、腹を空かせた“ビュリダンの驢馬 Buridan's ass”が、いたずらに右顧左眄し、とうとう渴き飢えて死んでしまうまで左右の等しい魅力の選択に惑うのに似て、特定の配分を択ぶ能力を失うのである。

ましてやパレート基準は、複数の資源配分状況の効率性の高低を判定しても、公平性の優劣を測らないから——そこに、この基準はパレート最適というよりも、パレート効率と呼ぶほうが適切だとされる所以があるので——市場の備えている価値尺度が効率一本槍で、公平を達することとは独立だという欠点を補う手がかりを直截には与えない。

そこで、福祉の議論は、一義的に当不当を見定める物差しをもたないまま、毎度のことながら、賛否両陣営ともムードやセンチメントに流されがちになる。

このなかで、社会の意志や選択の有りようをきちんと確かめずに、ときどきの事情に推され成りゆきまかせに社会保障が拡大され実質を高めている。そのため、受益と負担をめぐる利害は、所得・年齢・職業・地域などの、それぞれの社会集団ごとに未調整の喰い違いをきたして、社会保障は社会の連帯を強めるどころか、かえって福祉政策への不信と失望を増幅しかねない。

——いいそえると、革命直前の一時期、コンドルセは、自身の開発した社会数学を応用して多数決制という政治過程の形式分析と結果評価の体系づけに努めていた。

「選挙に関する種々の形式や多数決投票に関する種々の決定方法にはどんな利害得失があるか。その結果に関する確率の程度如何。問題の性質に応じて公共の利害がどの

程度の確率を必要とするか……。以上のことと確率論の応用が示す」ことによって、「理性の権利やわれわれの行為の規準を傷つけずに、また慎重さを失つたり正義を害したりせずに、推理の基礎とすることができます」(総説・第9期)ことを明らかにしようとしていた。

その仕事は、社会全体の意思決定に規範的根拠をしつらえようとする最近の社会的厚生理論あるいは社会的決定理論の草分けにあたり、彼の導きだした“投票の逆理”などいくつかの法則は、現在も十分有用なのである。これもまた、〈理性の人〉コンドルセが、社会科学の発達のうえに印したあざやかな足跡の一部であった。

いま、社会保障を考える際に基本的に大事なことは、目前の収支や損得にこだわった、いつもの政治算術ないしマキャベリズムをあやつることではなくて、人間生活の全般的改善に投じたコンドルセのパトスを継いで、政策に公平性確保の精気をよみがえらせることがである。

市民社会の揺籃期に、コンドルセは、はやばやと賃銀システムに内在する不確実性をじかに衝いて、まっさきに社会保険による補完を発案したものの、残念なことに時代の条件がととのわず、ヴィジョン提示に終わらざるをえなかつた。これに対して、現代の社会保険をコアとする福祉諸政策は、市場メカニズムによる効率偏重のひずみに対処して、社会秩序の総体的バランスを回復するため、自助と互助の関与する役割と領域を見極めて、新しい社会統合の契機となることを予定し実行されたはずである。

もしここで、その公平化政策が、社会批判のヴィヴィッドな展望を棄てて対立する利害のつじつまあわせに走るならば、制度の展開はそれをも満足させえずに、家計行動が政策に律せられ、公共の総需要管理下にはいる側面ばかりが過大に働いて、行政の操作対象としての国民の受給者層化=主体性の衰弱につながり、管理社会の強化に奉仕する結果をまねくであろう。

畢竟、ロゴスをともなわないパトスは方向を失って空転し、パトスに裏づけられないロゴスは干からびて墮落してしまうのである。

\*この論考は、社会保障研究所〔現：国立社会保障・人口問題研究所〕『季刊社会保障研究』21巻2号、1985年秋季号の巻頭言“研究の窓”に、「コンドルセに学ぶもの」と題して執筆した2000字弱の短章を全面的に改稿し、大幅に加筆したものである。これはまた、〈誠心の人〉コンドルセに献するわたくしのささやかなオマージュである。

(本学学長)